



農業委員会委員選挙人名簿 登録申請

農委事務局
TEL 77・3111(代) FAX 77・6060

平成27年度市農業委員会委員選挙人名簿作成のため、申請を受け付けます。この名簿は毎年1月1日現在、資格のある人が申請をして作成されるもので、農業委員会委員選挙などの際に基本となるものです。なお、個人情報保護のため封筒で配布および回収を行います。また、昨年の申請に基づいて書類を送付しますので、該当者で申請用紙が届かない場合は、農業委員会事務局までご連絡ください。

対象者 次のすべてに該当する人▽1月1日現在、市内に住所を有する人▽平成7年4月1日以前に生まれ、年齢が満20歳以上の人▽1000平方メートル(10ア)以上の農地を耕作している人およびその人の同居の親族またはその配偶者で、年間60日以上耕作に従事している人

提出方法 各農家組合長が申請書の配布と回収を行いますので

裏面の注意事項をご覧ください。必要事項を記入してください。

提出期限 1月6日(火) (農家組合長提出) 1月9日(金) (農業委員会提出)

県農業法人等就業フェア

農政課集落支援担当
TEL 77・3111(代) FAX 77・6060

長野県新規就業相談センターでは、農業法人や農家に就職を希望している人と、求人募集をしている農業法人・農家との合同説明会を開催します。会場では、将来独立して就農を考えている人への就業相談も行います。

対象 農業法人や農家への就職を希望する人、検討中の人

日時 1月18日(日) 午前10時～午後3時30分

場所 松本勤労者福祉センター 大会議室

入場 無料(予約不要)

※1月上旬に出展する法人・農家をホームページに掲載します。

URL <http://www.nagano-hinate.or.jp>

問い合わせ 長野県新規就業相談センター(事務局) 長野県農業担い手育成基金(TEL 026・231・6222 FAX 026・231・6255)



環境家計簿モニター募集

環境課 環境政策係
TEL 82・3131(代) FAX 82・6622

エコライフを実践し、温室効果ガス排出量を削減して、地球温暖化防止に取り組む安曇野市版「環境家計簿」のモニターを募集します。温室効果ガスの排出量を減らすためには、家庭で排出する温室効果ガスの量を把握することが大切です。

省エネの結果が具体的に分かる環境家計簿に、皆さんも挑戦してみませんか。

内容 家庭での電気、ガス、灯油、ガソリン、軽油の月ごとの

環境家計簿 記入用紙1(1月～6月分)

月	電	ガ	灯	油	ガ	油
1月						
2月						
3月						
4月						
5月						
6月						

環境家計簿 記入用紙2(7月～12月分)

月	電	ガ	灯	油	ガ	油
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						

使用量を記入した「環境家計簿」を提出していただきます。提出した人には、温室効果ガス(二酸化炭素)排出量、市内平均値との比較結果をお知らせします。また、粗品を進呈します。

期間 1月1日(木)から12月31日(木)の1年間

応募資格 市内在住の世帯

応募方法 環境課までお申し込みください。



下水道への接続は お済みですか

下水道課維持管理担当
TEL 72・3111(代) FAX 72・2510

下水道への接続は、各家庭の下水道の整備工事後3年以内に行わなければならないことが、法律や条例で義務付けられています。まだ下水道を利用されていないお宅は、接続にご協力ください。

下水道への接続工事は、市が指定した「排水設備指定工事店」しかできません。市で定められた申請手続き等を代行し、下水道の法律で決められた正しい工事をしてもらうためです。お近くの指定工事店へご相談ください。



マイナンバー 平成28年1月 個人番号カードの交付開始

社会保障・税番号制度の導入に伴い、住民基本台帳カード(住基カード)に代わって平成28年1月から個人番号カードの交付が始まります。平成27年10月に通知カードと個人番号カード交付申請書が、住民票上の住所に送付される予定です。

なお、現在住基カードの交付を受けている皆さんは、平成28年1月以降は現在お持ちの住基カードで電子証明書の更新を受けることができない見込みです。個人番号カードの交付を受ければ、新しい電子証明書(有効期間が3年から5年に延長します)を利用することができるようになります。



個人番号カード

問い合わせ

マイナンバー(社会保障・税番号)制度
マイナンバーコールセンター
TEL 0570・20・0178
住基カード・電子証明書
市民課市民担当
TEL 82・3131(代) FAX 82・6622

長野県の最低賃金は時間額 728 円 (効力発生日：平成26年10月1日)

県の最低賃金は、県内の事業所で働く全ての労働者に適用されます。なお、下記の産業で働く労働者にはそれぞれの特定(産業別)最低賃金が適用されます。

特定(産業別)最低賃金(時間額)

- 電子部品、電気機械器具、情報通信機械器具等の製造業…810円(効力発生日：平成26年11月28日)
- はん用機械器具、自動車、同付属品などの製造業…821円(効力発生日：平成26年11月27日)
- 各種商品小売業…773円(効力発生日：平成26年12月31日)
- 印刷、製造業…747円(効力発生日：平成23年12月31日)

※詳細は、厚生労働省特設サイト([URL http://pc.saiteichingin.info/](http://pc.saiteichingin.info/)) 等でご確認ください。

問い合わせ

長野県労働局労働基準部賃金室 (TEL 026・223・0555) 松本労働基準監督署(明科地域) (TEL 48・5693)
大町労働基準監督署(明科以外) (TEL 0261・22・2001)